

平成 21 年 9 月 2 日 初版
令和 4 年 4 月 1 日 改訂 8
令和 5 年 12 月 8 日 改訂 9

奥山工場（可燃ごみ）受入基準

1 根拠条例

- ・下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 30 条第 2 項
- ・下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第 27 条

2 受入基準

下表摘要欄に示した 1 日あたりの受入条件は、1 排出者について受け入れができる量を示したものである。

ごみピットへ直接投入できるもの	
生ごみ	一般廃棄物（事業系）の場合、貝（1 日 1 トンまで）、解体した鳥獣等（1 日 45 リットル袋 4 袋まで）
紙くず	書類、段ボール、書籍等
繊維類	衣類、布団、毛布、ネット（45 リットル袋入り）、ロープ（長さ 100 cm 以内）、布製バッグ等 ※金属等の異物を取り除くこと。
草	45 リットル袋入り ※土を取り除くこと。
軟質プラスチック	ビニールシート（大きさ 100 cm × 100 cm 以内）、ゴムホース（長さ 100 cm 以内）、風呂用マット、肥料袋、合皮バッグ、合皮靴、長靴、救命胴衣等 ※1 日 200 kg まで受入れる。
発泡スチロール	大きさ 30 cm × 30 cm × 30 cm 以内 ※1 日 200 kg まで受入れる。
ビデオテープ、カセットテープ、CD、DVD、レコード等	※1 日 45 リットル袋 5 袋まで受入れる。

破碎処理が必要なもの	
木製家具、建具、解体材、木くず、植木くず等	棒状の木材（長さ 150 cm × 直径 20 cm 以内） ※金属、ガラス等の異物を取り除くこと。 ※直径 20 cm を越える場合は、長さ 20 cm で輪切りにすること。 ※幹径 20 cm 以上の大きな根は取り除くこと。
	板状の木材（長さ 180 cm × 幅 90 cm 以内） ※金属、ガラス等の異物を取り除くこと。
	パレット（大きさ 100 cm × 100 cm 以内） ※金属等の異物を取り除くこと。
繊維類	畳、ござ、すだれ、よしす、じゅうたん、電気カーペット、電気毛布、ネット（大きさ 100 cm × 100 cm 以内）等
草	※土を取り除くこと。
竹、笹	長さ 50 cm 以内 ※根を取り除くこと。
発泡スチロール	大きさ 30 cm × 30 cm × 30 cm を超え 60 cm × 60 cm × 60 cm 以内 ※1 日 200 kg まで受入れる。

体育館マット、ベッドマット等	幅150cm×長さ200cm以内 ※スプリング無しのものに限る。
その他	ゴルフバッグ等 ※金属等の異物を取り除くこと。

処理除外物（奥山工場で処理できないもの）		
項目	具体例	例外
下関市外の場所から排出された廃棄物	・下関市以外で発生した廃棄物	
大企業・国・県から排出された産業廃棄物	・中小企業基本法第2条第1号若しくは第2号に規定する中小企業者ではない者が排出した産業廃棄物	
有害性のあるもの	・感染性廃棄物（注射器、注射針等） ・ボタン電池、コイン電池（BR・CR以外） ・蛍光灯、水銀灯等 ・アスベスト含有製品 ・P C B 及びP C B 汚染物を含むもの	蛍光灯は、一般廃棄物（家庭系）であれば1日10本まで受入れる。
危険性のあるもの	・劇薬、農薬等 ・毒性を有するもの	
引火性、着火性のあるもの	・石油類、塗料、シンナー等 ・火薬類、マッチ、ライター等 ・ガスボンベ類	石油類、塗料、シンナー等は、一般廃棄物（家庭系）であれば新聞紙等に染み込ませ1日45リットル袋1袋まで受入れる。
著しく悪臭を発するもの	・汚物、ふん尿等	
特別管理一般廃棄物 特別管理産業廃棄物	・感染性廃棄物 ・廃水銀等 ・P C B 及びP C B 使用製品 ・廃石綿等	
市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生じるもの	・電動ベッド ・電子ピアノ ・電子オルガン ・ピアノ ・オルガン ・シニアカー ・太陽熱温水器 ・温水器 ・ソーラーパネル ・フロンガス含有品 ・農機具類 ・エアバッグ ・グラスウール（断熱材） ・大量の粉体（のこぎり、シュレッダーくず、小麦粉等） ・木造船 ・ポータブル電源（附属ソーラーパネル含む）	・のこぎりは、水に湿らせ1日45リットル袋5袋まで受入れる。
社会通念上、「ごみ」として認識されていないもの	・仏壇、仏具、神具、墓石等	

不燃性のあるもの	・不燃性クロス、不燃性カーテン、不燃性じゅうたん等	
リサイクル制度等があるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ） ・電気冷蔵庫、電気冷凍庫 ・電気洗濯機、衣類乾燥機 ・エアコン ・パソコン ・自動車 ・オートバイ、原動機付自転車 ・F R P 船 ・消火器 ・廃タイヤ ・トナーカートリッジ 	・プリンタ、スキャナ、外付けハードディスク等周辺機器は受入れる。
廃油、廃酸、廃アルカリ	<ul style="list-style-type: none"> ・潤滑油、グリス、食用油、ドライクリーニング溶剤等 ・塩酸、エッチング廃液等 ・金属せっけん廃液、廃ソーダ液等 	廃油については、一般廃棄物（家庭系）であれば新聞紙等に染み込ませ 1 日 4 5 リットル袋 1 袋まで受入れる。
動植物性残渣	<ul style="list-style-type: none"> ・動物性残さ（魚・獣の骨、皮、内臓、缶詰・瓶詰の不良品、卵殻、貝殻等） ・植物性残さ（酒かす、ビールかす、豆腐かす、大豆かす、野菜かす等） 	産業廃棄物の場合、貝は 1 日 1 t まで、解体した鳥獣等は 1 日 4 5 リットル袋 4 袋まで受入れる。
動物系固形不要物	・と畜場及び食鳥処理場において家畜の解体等により生ずる骨等	
鉱さい	・スラグ、ノロ、鋳物廃砂、サンドblast 廃砂等	
動物のふん尿	・牛、馬、豚、猪、鶏、犬、猫などのふん尿	一般廃棄物（家庭系）であれば固形状のものに限り 1 日 4 5 リットル袋 4 袋まで受入れる。
動物の死体	・牛、馬、豚、猪、鶏、犬、猫などの死体	一般廃棄物（家庭系）であれば 30 kg 程度の小型獣（鶏、犬、猫等） 1 日 1 匹まで受け入れる。
ばいじん	・集じん機捕集ダスト、焼却灰等	

3 注意事項

下関市一般廃棄物処理施設搬入要綱第 2 条第 1 号に規定する奥山工場搬入許可業者が、計量カードで搬入する場合は、「産業廃棄物を除く可燃ごみ」の搬入しか認めない。

解体した鳥獣等で公益性の高いものについては、協議の上、受入れ量以上の搬入を認めることがある。

搬入が認められていない廃棄物を搬入したり、施設職員の指示に従わない場合、搬入停止の措置を講じることがある。

4 受入基準の改定

本基準については、法改正、条例改正、受入廃棄物の変化等社会情勢に合わせて、必要な都度見直し改定する。